

表紙

The diagram illustrates the layout of the certificate. It features a large outer rectangle with a double-line border. Inside this is a smaller rectangle with a single-line border, which contains the text "航空工場検査員被指名者証". To the left of the large rectangle, a vertical double-headed arrow indicates a height of "60ミリメートル". Below the large rectangle, a horizontal double-headed arrow indicates a width of "85ミリメートル". Below the large rectangle, there is a section containing text related to the aviation manufacturing business law.

航空工場検査員被指名者証

60ミリメートル

85ミリメートル

航空機製造事業法施行規則抜すい

第38条第1項 経済産業大臣は、航空機製造事業法第16条の規定により航空工場検査員を同法第15条第2項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者または届出事業者をいう。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。

第42条 第38条第1項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を提携していなければならない。

第 号	
氏 名 生年月日	年 月 日生
写 真 押 出 ス タ ン プ	上記の者は、航空工場検査員被指名者であることを証明する。
	年 月 日
	経済産業大臣
----- 折 り 目 -----	
指定する工場 の名称および 所 在 地	
指 定 する 職 務 の 範 囲	
備 考	